

農業委員と農地利用最適化推進委員の再募集

令和2年7月19日をもって農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が満了するため、4月に募集しましたが、定数に満たないため再募集（募集期間延長）します。なお、4月末時点での推薦・応募の状況は、村ホームページに掲載しています。

○ **農業委員**

- 1 定数 10名
- 2 主な業務 農地法等によりその権限に属させた事務の実施や農地等の利用の最適化に関する活動、農地パトロール、地域農業マスタープランの実質化のための活動など農地利用最適化推進委員と共に活動します。
- 3 任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで
- 4 身分 特別職の地方公務員（非常勤）
- 5 報酬 条例の規定による
- 6 推薦・応募資格 村規則に規定する欠格条項に該当しない方で、農業委員会業務を適切に行うことができる方。認定農業者、中立の立場の方（非農業者等）が一定数委員になることが求められています。また、女性や青年の登用推進や委員会の委員の構成に偏りが無いことも望まれます。
- 7 募集の期限 令和2年5月14日（木）
- 8 推薦・応募の方法 村農業委員会事務局に備え付けの所定の様式に必要事項を記入・押印し当該事務局に提出してください。農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼職することはできません。
- 9 受付の期限 令和2年5月14日（木） 午後5時00分まで
※ 受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで、土日祝日は受付しません。なお、提出書類は返却しません。（速やかに選考手続きに移るため今回は郵送不可とします。）
- 10 公表 募集状況については、その内容を法令等の規定に基づき、受付期限経過後、村ホームページ上に掲載します。
- 11 選考 書類選考（必要に応じて面接等を行う場合があります）により、委員候補者を決定し、5月下旬を目途に候補者本人宛に郵送で通知します

裏面あり

○ **農地利用最適化推進委員**

- 1 定数 6名
- 2 主な業務 農地の担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地対策、新規就農の推進、地域農業マスタープランの実質化に関する活動など農業委員と共に活動します。
- 3 任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで
- 4 身分 特別職の地方公務員（非常勤）
- 5 報酬 条例の規定による
- 6 推薦・応募資格 委員会規則に規定する欠格条項に該当しない方で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。
- 7 募集の期限 令和2年5月14日（木）
- 8 推薦・応募の方法 村農業委員会事務局に備え付けの所定の様式に必要事項を記入・押印し当該事務局に提出してください。農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼職することはできません。
- 9 受付の期限 令和2年5月14日（木） 午後5時00分まで
※ 受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで、土日祝日は受付しません。なお、提出書類は返却しません。（速やかに選考手続きに移るため今回は郵送不可とします。）
- 10 公表 募集状況については、その内容を法令等の規定に基づき、受付期限経過後、村ホームページ上に掲載します。
- 11 選考 書類選考（必要に応じて面接等を行う場合があります）により、委員候補者を決定し、5月下旬を目途に候補者本人宛に郵送で通知します

◎ 農地利用最適化推進委員の担当地区と定数

地区名	区域名	定数
第1地区	瀬月内、宇堂口、泥の木、平内、妻の神、戸田上区・下区、戸田館の下、山根	2名
第2地区	荒谷、二ツ家、鹿島、伊保内上区・下区、川向、南田、小倉、長興寺上区・下区、大向、五枚橋、荒田、雪屋	2名
第3地区	田代、柿の木、江刺家上区・下区、道地、丸木橋、山屋、細屋	2名

裏面あり